

令和3年度 南丹市立園部第二小学校 新型コロナウイルス感染症防止対策マニュアル

令和3年12月現在

1 基本的な感染症対策について（児童への指導事項）

（1）石けんと流水による手洗い

- ・登校の後
- ・休み時間の後
- ・トイレの後
- ・給食の前（アルコール消毒と併用）
- ・掃除の後
- ・咳やくしゃみ、鼻をかんだ後 等

※手洗いの仕方の掲示と、手洗いの歌の校内放送を実施する。（給食前）

※ハンカチやタオルを携帯し、自分のものを使用する。



（2）マスクの着用

- ・身体的距離が確保できない場合に着用する。
- ・登下校や休み時間等、暑くなった時や、呼吸が苦しい時は外してもよい。
- ・マスクを外している時は周りとの間隔を空け、会話を避ける。

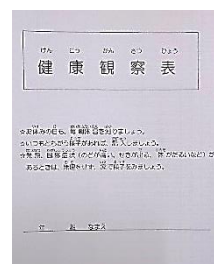
（3）3密の回避

- ・児童が集まる場所では窓を開け、換気をする。
- ・座席を工夫し、距離を保つ。
- ・手洗いや給食の配膳等は間隔を空けて並ぶ。
- ・お互いの体が接触するような遊びは避ける。



（4）生活指導

- ・新型コロナウイルス感染症について児童の発達段階に応じた指導を行う。
- ・「新しい生活様式」の確立と継続した指導を行う。



2 健康状態の把握について

（1）健康観察表の活用

- ・毎朝、自宅で検温と健康状態を記入し、担任が確認する。
- ・検温を忘れた場合は、教室又は保健室で検温を行う。
- ・健康観察表に発熱や風邪症状が記入されている場合は、健康観察板に表を挟んで保健室に提出する。
- ・体温は、37.5℃を目安として、自宅で休養できるよう家庭と連携する。
- ・37.0～37.4℃で風邪症状等がない場合は定期的に検温・健康観察を行い、変化があれば自宅で休養するよう家庭と連携する。

（2）丁寧な健康観察

- ・朝の健康観察で症状の訴えがあれば、詳細を記入する。
- ・授業時、休憩時間等気になる様子があれば、保健室へ連絡する。発熱や風邪症状等、症

状によっては自宅で休養するよう家庭と連携する。

3 欠席の対応について

- (1) 欠席の連絡を受けたら、丁寧な聞き取りをして、担任に連絡する。
- (2) 欠席連絡のない場合は、家庭連絡を行う。
- (3) 発熱、又は風邪症状（頭痛、のどの痛み、咳、倦怠感等）がある場合は、発熱の有無に関わらず自宅で休養するよう家庭と連携する。
（「欠席」とせず、「出席停止・忌引等」として記録）

4 換気について

- (1) 常時2方向の窓を開ける。窓のない教室や天候等の理由で窓を開けられない場合や窓を開ける開けでは不十分な場合は換気扇を使用する。
- (2) エアコンやストーブ使用時も2方向の窓を開ける。窓のない教室や天候等の理由で窓を開けられない場合や窓を開ける開けでは不十分な場合は換気扇を使用する。夏季は扇風機を活用し、空気が循環するようにする。
- (3) 休み時間や掃除時間は、全ての窓を開放する。
- (4) 体育館や特別教室等を使用する場合も同様に行う。

5 施設等の消毒について

- (1) 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）を1日に1回消毒する。



6 登下校について（熱中症予防に向けた配慮を含む）

- (1) 基本的にはマスクを着用する。
- (2) 夏季は1列で並び、前後の間隔をあけて歩行する。（マスクを外してもよい。）
- (3) マスクを外している間は会話を避ける。（登校後はマスクを着用する。）
- (4) 安全に気をつけ、適宜水分補給をする。
- (4) 登校後は、手洗いをして、教室に入る。
- (5) 下校集会は、体育館や多目的室等、広いスペースで換気が行われている中で実施する。

7 学習について

【原則として】

- ① ドア・窓を開けて換気をする。マスク着用。
- ② 個々の机は離す。（左右：70 cm以上・前後：可能な限り）
- ③ 近い距離での対話は避ける。
- ④ 多くの児童が一度に並んだり、集まったりしないようにする。
- ⑤ 机間指導の際、教師は児童と同じ方向を向くようにし、向かい合わないようにする。



※各教科の学習活動については、南丹市内の感染レベルにおける行動基準に基づき、安全性を検討した上で実施する。（参照：1 1月22日 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症

8 給食について

（１）準備・配膳

○教室の換気を行う。

○給食当番の児童

- ・健康観察を行い、体調不良の児童は当番をしない。
- ・身支度(マスク・白衣を着用し、髪の毛を帽子に入れる)を整え、石けんで手を洗い、うがいをする。
- ・ランチルーム入室前にアルコール消毒を行う。
- ・児童机を台ふきでふき、配膳台はアルコール消毒を行う。
- ・話さずに、速やかに配膳を行う。
- ・多目的室やギャラリー等、教室外の広いスペースを活用して配膳を行い、配膳にかかる児童・教職員は最少人数とする。



○給食当番以外の児童

- ・石けんで手を洗い、うがいをする。
- ・マスク着用の上、自席で静かに待つ。
- ・アルコール消毒を行い、十分な間隔を保ちながら、自分の給食を取りに行く。



（２）喫食中

- ・全員同じ方向(前)を向いて食べ、会話を控える。

（３）歯みがき

- ・歯みがきマークのついている蛇口で口をゆすぐ。(蛇口の間隔を空けて飛沫を防ぐ)
- ・並ぶ際は、足跡マークのある場所で、間隔をあけて順番を待つ。
- ・手洗い場が混み合わないよう、各階の学級間で、歯磨きに行く時間を調整する。

9 清掃について

- (1) マスクをして行う。
- (2) 窓を全開にして行う。
- (3) 5目標の一つ「モクモク掃除」を徹底する。
- (4) トイレの清掃については、教職員が行う。
- (5) 終了後、石けんで手洗いを丁寧に行う。



